

令和 8 年 2 月 18 日

課 長	副主幹		担 当

## 低入札価格調査の実施概要（工事契約）

工事件名	ISO タンク搬出入ルート整備工事 (契約番号：0704C00906)	実施場所	敦賀事業本部 1階 第1応接室
調査を実施した 業者名、住所：	株式会社グリーンシェルター、福井県坂井市丸岡町小黑 70-6-1		
項 目	内 容		
1. 当該価格により入札した理由	(1)既設燃料タンク撤去処分に関して、吉勝重建の協力を得ていることについて、吉勝重建とは日頃から付き合いもあり、自前で処分もできることから安価にできたことを確認した。 (2)現場管理費が廉価について、必要な労務管理費は見込まれていることを確認した。 (3)これまでに機構で受注した案件は植栽業務を元請けで1件受注及び下請け業者としては機構で業務を実施したことはないことを確認した。		
2. 契約対象工事現場附近における手持工事の状況	(1)手持ち工事は無しのため、受注量の観点から問題ないことを確認した。		
3. 契約対象工事に関連する手持工事の状況	(1)手持ち工事はあるが、受注量の観点から問題ないことを確認した。		
4. 契約対象工事現場と、入札者の事業所や倉庫等との関連（地理的条件）	(1)近隣としては、敦賀支店しかないが、万一、災害が発生した場合について、災害等が起きた際は嶺北の従業員も含めて対応する予定であることを確認した。 (2)福井県内の職員数および敦賀支店にいる職員数について、福井県内には150人程度職員、敦賀支店には支店長と従業員が3~4人であり、敦賀支店の従業員はすべて技術系であることを確認した。		
5. 手持資材の状況	(1)手持の資機材について、基本的には購入で対応され、L型擁壁については3種（粘性）の仕様であればオーダーメイドでの対応、納入に2週間程度かかる予定であることから問題ないことを確認した。		
6. 資材購入先と入札者との関係	(1)業者との付き合いについて、堀居組、敦賀生コンについては三谷商事の紹介であり、初めての付き合い、ホクエツ北陸については長年の付き合いがあることを確認した。 (2)速やかに工事契約となった場合、1か月程度しか工事期間はないが竣工に問題ないことを確認した。詳細には工事は4週8休と考えていることであった。		
7. 手持機械数の状況	(1)手持機械は使用中であることについて、現在施工中の工事で使用しているが、今回の工事着工までに終われば使用の予定で、終わらなかった場合はリースでの対応となることを確認した。		
8. 労務者の具体的供給見通し	(1)労務単価について、公表されている公共工事労務単価よりも割高であるため、直接工事費などのどこかにしわ寄せがきていないかについて、資材を安く購入できる及び機材を自社の物を使用することで安価にできているため、問題ないことを確認した。		

9. 過去に施工した公共工事名及び発注者	(1)過去に施工した同種の公共工事の実績 10 件を確認し、施工経験の観点から本工時においても問題なく施工できることを確認した。
10. 経営状況	(公表しないこととする) (1)更生手続きの開始の申立、民事再生法に基づく再生開始の申立はなされていないことを確認したため、問題は見受けられない。
11. 労務費の最低賃金確保状況	(1)対象契約に従事する労務者の最低賃金が確保されていることを確認した。
12. 下請負との適正な契約状況	(1)下請負に対して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めていないことを確認した。
13. 法令遵守及び信用状態	以下について、ヒアリングにて確認した。 ①建設業法違反の有無 : 無 ②賃金不払いの状況 : 無 ③下請け代金の支払遅延状況 : 無 ④その他 : 無 財務諸表から利益が計上されていることを確認したため、経営困難な状況では無いと判断する。
14. その他の必要な事項	(1)建設副産物について、重油は重油を処理する企業、コンクリート及びアスファルトは吉勝重建又は岐建、タンクは吉勝重建に依頼する予定であること、また、マニフェストで管理していくことを確認した。 (2)舗装工において、廉価な項目（床掘、土砂等運搬、土砂敷均し）があることについて、仕様等に相違はないことを確認した。 (3)一般管理費において、必要な経費（保険料、税金、契約保証費など）が見込まれていることを確認した。
15. 契約担当箇所の判断	<input checked="" type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると認める（当該業者を落札者とする。） <input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める（次順位者を落札者とするか、又は低入札価格調査対象者とする。） <input type="checkbox"/> 再度の入札を行う時間的余裕がない等の特別な理由があると認める（随意契約に切り替える。）  (判断根拠) 請求担当課及び契約担当課において、回答書の確認及び事情聴取を実施した結果、入札者が当該価格により入札した理由及びその理由を裏付ける資料に不足はないと考える。また、入札者の現況や過去の実績から勘案して、本入札案件の履行能力が十分にあると考える。 また、別紙 1「低入札価格調査項目適否判定基準（工事契約）」のとおり確認したため、当該業務を遂行することは妥当と判断できる。